乾汽船株式会社

第98回
定時株主総会
招集ご通知

日時 平成30年６月22日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場所 東京都千代田区平河町二丁目６番４号
海運クラブ（海運ビル）２階ホール
※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

会社提案

第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主提案

第６号議案　自己株式取得の件

目次

第98回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
事業報告…… 14
連結計算書類…… 35
計算書類…… 38
監査報告書…… 41

証券コード：9308

株 主 各 位

証券コード 9308
平成30年６月６日

東京都中央区勝どき一丁目13番６号
乾汽船株式会社
代表取締役社長 **乾　康之**

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、平成30年６月21日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1 日　　時　**平成30年６月22日（金曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）

2 場　　所　東京都千代田区平河町二丁目６番４号
海運クラブ（海運ビル）２階ホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

・株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3 目的事項

報告事項
1．第98期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第98期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
会社提案
第１号議案　剰余金の配当の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
株主提案
第６号議案　自己株式取得の件

以　上

1．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
2．株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載いたします。
3．本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表も含まれております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

会社提案（第1号議案から第5号議案まで）
第1号議案から第5号議案までは、会社提案によるものであります。

会社提案

第１号議案　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式1株につき金21円 総額521,676,393円
　　（年間配当金は、１株につき中間配当金３円を含め、合計24円となります。）

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成30年６月25日

会社提案

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

長期安定利益の最大化を目指した今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）に定める事業目的への追加および配列の見直しを行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第一章　総　　則	第一章　総　　則
第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １.－９.　　（省略） （新設） 10.－22.　　（省略）	第２条（目的） 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １.－９.　　（現行どおり） 10.ホテル、旅館、飲食、観光ならびに文化娯楽施設等の所有、貸借および経営 11.－23.　　（号数繰り下げ）

会社提案

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号１

氏名（生年月日）

再任

いぬい　やすゆき
乾　康之
（昭和43年12月５日生）

所有する当社株式の数
28,130株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成16年４月　当社入社
平成18年２月　同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長
平成19年12月　同常務取締役管理本部社長室長
平成20年２月　同代表取締役専務取締役
平成20年12月　同代表取締役社長
平成25年５月　同代表取締役社長物流事業部門担当
平成27年４月　同代表取締役社長コーポレート部門担当
平成28年４月　同代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

不動産事業部門、倉庫事業部門、管理部門等の担当役員等を務め、平成20年12月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、当社及び当社グループの事業に関する豊富な業務経験と経営全般及び管理運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号２

氏名（生年月日）

再任

いぬい　たかし
乾　隆志
（昭和45年12月20日生）

所有する当社株式の数
50,505株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成19年８月　旧乾汽船株式会社入社
平成19年８月　株式会社商船三井出向
平成24年６月　旧乾汽船株式会社取締役経営管理部長
平成26年６月　同代表取締役社長
平成26年10月　当社取締役専務執行役員海運事業部門担当
平成28年４月　同取締役専務執行役員（現任）
平成29年３月　イヌイ運送株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況
イヌイ運送株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

旧乾汽船株式会社経営管理部長及び代表取締役社長を務め、平成26年10月より取締役専務執行役員として当社の経営を担っており、当社及び当社グループの事業に関する豊富な業務経験と経営全般、海運事業及び管理運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号３

氏名（生年月日）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任　社外　独立

苦瀬（くせ）　博仁（ひろひと）

（昭和26年３月１日生）

所有する当社株式の数

―

昭和61年４月　東京商船大学（現東京海洋大学）商船学部船舶運航研究施設助教授
平成６年10月　同商船学部流通情報工学課程教授
平成15年10月　東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授（大学統合による）
平成21年４月　同理事・副学長
平成23年９月　日本物流学会会長
平成24年６月　当社社外取締役（現任）
平成26年４月　流通経済大学流通情報学部教授（現任）

重要な兼職の状況
流通経済大学流通情報学部教授

社外取締役候補者とした理由

ロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号４

氏名（生年月日）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任　社外　独立

川﨑（かわさき）　清隆（きよたか）

（昭和40年11月26日生）

所有する当社株式の数

―

平成３年４月　弁護士登録
　　御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
平成12年１月　同事務所パートナー
平成14年12月　弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現任）
平成18年６月　株式会社ワールド社外取締役
平成26年10月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号５

氏名（生年月日）

再任 **社外** **独立**

かんばやし　のぶみつ
神林　伸光
（昭和23年５月28日生）

所有する当社株式の数

―

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年４月	川崎重工業株式会社入社
平成10年４月	同船舶事業本部営業本部商船営業部長
平成20年４月	同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長
平成22年４月	株式会社川崎造船代表取締役社長 兼川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）
平成22年10月	川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント
平成25年６月	同特別顧問
平成27年６月	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
平成28年３月	東海カーボン株式会社社外取締役（現任）
平成29年６月	当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
東海カーボン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

海運業界及び造船業界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、苦瀬博仁、川﨑清隆の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、神林伸光氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
３．苦瀬博仁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって６年となります。
４．川﨑清隆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年９ヶ月となります。
５．神林伸光氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって１年となります。
６．社外取締役との責任限定契約について
苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏の選任が承認された場合、３氏との当該契約を継続する予定であります。

会社提案

第４号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、常勤（社外）監査役高橋幸一郎氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
新 任 かしま　あきひさ **加島　昭久** （昭和33年8月10日生） **所有する当社株式の数** 2,400株	昭和57年４月　当社入社 平成17年２月　同管理本部総務部長 平成20年12月　イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社代表取締役社長 平成21年12月　当社総務部長 平成22年７月　同執行役員総務部担当兼総務部長 平成28年４月　イヌイ運送株式会社取締役会長（現任）（平成30年６月退任予定） **監査役候補者とした理由** 総務、人事などコーポレート部門での業務に従事し執行役員を務め、また、子会社役員を歴任するなど当社の管理運営業務に関する知見を有していることから、監査役候補者としております。

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．監査役との責任限定契約について

加島昭久氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第42条の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

会社提案

第５号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年2月28日開催の第87回定時株主総会において、年額２億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60百万円以内（うち、社外取締役分10百万円以内）といたします。また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）でありますが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年85,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

取締役は、本割当契約により割当を受けた日より5年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」という。）

（２）退任又は退職時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

株主提案（第６号議案）
第６号議案は、株主からのご提案によるものであります。

株主提案

第６号議案　自己株式取得の件

（会社注）以下、「議案の要領」及び「提案理由の概要」は、原文のまま記載しております。

１．議案の要領

会社法第156条第１項の規定に基づき、本株主総会終結の時から１年以内に当社普通株式を株式総数3,400,000株、取得価額の総額30億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（すなわち会社法461条に規定される「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限となる額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

２．提案理由の概要

当社は資本コスト、資本効率に対する意識が低い。自社株買いを実施し、資本効率を改善する必要がある。自社株買いの原資としては、現預金105億円に加えて、いわゆる政策保有株式の売却を以ってこれに充てることが最適である。2016年３月期に純投資株式が売却されているものの、2018年３月期第３四半期末時点でなお有価証券を約39億円も有している。時価総額が約200億円であることに照らしても明らかに過大な株式保有であり、かつそれらの株式保有と株主価値との間に納得できる相関性は無い。自社株買いとその原資確保のための政策保有株式の売却により、過大な自己資本比率（不動産含み益を考慮した値で67%）を適正な水準に是正することができ、資本効率を健全化することができる。

取締役会の意見：第6号議案に反対いたします。

当社は、長期に亘る持続的な事業の推進を通して、株主の皆様への利益還元を行うことを経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本とする「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」との方針を表しております。かかる「良いとき」「悪いとき」の具体的な判断基準については、以下のとおり定めております。

【当社配当に関する基本方針（詳細は本招集通知33頁をご参照ください）】

判断基準	連結当期純利益	配当目標計算基準
悪い	～500百万円以下	年間6円
基本	500百万円超～1,500百万円以下	連結当期純利益×配当性向30%・・・①
良い	1,500百万円超～	（連結当期純利益－1,500百万円）×配当性向50%+①基本配当

提案株主の求める自己株式の取得は、株主還元策の一つとして認識しております。しかしながら、その実施時期や取得金額の設定等につきましては、上記の当社株主還元の基本方針や経営計画等に基づいた判断の下で実施することが株主の皆様の利益に資するものと考えており、現在はその時機にないと判断いたしました。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対いたします。

なお、平成30年３月期の配当は、1株当たり年間24円（前期比6円の増加、配当性向：32.8%）を予定しております。また、平成31年３月期の配当予想は、1株当たり年間46円（配当性向：39.3%）を予定しております。

以　上

（第98回定時株主総会提供書面）

事業報告（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済環境としては、米国では雇用・所得環境の改善を背景に個人消費の拡大が続き、欧州では設備投資など内需を中心に景気の回復が続きました。中国では当局による金融引き締め等の影響により、成長ペースは緩やかな減速となりました。日本経済においては、企業収益の改善を背景に個人の所得・雇用情勢の改善傾向が続き、景気は緩やかな回復基調を維持しています。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの業績におきましては、売上高は20,574百万円、営業利益は826百万円、経常利益は755百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は繰延税金資産の計上に伴う法人税等調整額の減少等があり1,820百万円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

①外航海運事業（ロジスティクス）

外航海運事業におけるスモールハンディ船の市況は、堅調な荷動きを背景に、回復基調を維持しております。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、売上高は前期比2,817百万円増収（+31.7%）の11,715百万円、セグメント損益は前期から2,631百万円改善し、853百万円の損失となりました。

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

国内物流業界におきましては、貨物保管残高は前期と概ね同水準で推移し、貨物取扱量は前期を上回る水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、新規荷主の獲得効果もありましたが、連結子会社であるイヌイ運送株式会社における引越事業の取扱高の減少等により、売上高は前期比245百万円減収（△5.4%）の4,259百万円となりました。セグメント利益は倉庫事業の業務効率化等により、前期比29百万円増益の17百万円となりました。

③不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は空室率は低水準で推移しており、賃料水準も小幅な上昇が続いております。また、東京23区の賃貸マンション市況は前期を若干上回る水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、既存賃貸物件の安定した高稼働により、売上高は前期比112百万円増収（+2.5%）の4,600百万円、セグメント利益は前期比270百万円増益（+12.2%）の2,491百万円となりました。

事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	
	金額（百万円）	構成比（%）
外航海運事業	11,715	56.9
倉庫・運送事業	4,259	20.7
不動産事業	4,600	22.4
合　計	20,574	100.0

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は5,159百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備
外航海運事業において、中古船舶３隻に対し、当連結会計年度中に4,269百万円投資しております。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充、改修
外航海運事業において、建造中の船舶が３隻あります。
不動産事業において、大規模修繕工事を行っている不動産が１棟あります。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
不動産事業において、賃貸不動産を１棟売却しております。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

（4）対処すべき課題

当社は、2017年2月に中期経営計画「はじめての中期経営計画～今を生きる、明日を生きる～」（計画期間：2017年４月～2020年３月）を策定しました。当中期経営計画では、①資産の力を事業の力に、②カイゼンは宝、③「らしさ」の追求、という３つの経営の基本方針を定め、不況を乗り切り成長するための自助努力を推進してまいります。

重点目標

①ＲＯＥ５％～８％

市況安定時に５％超となる構造へ　好況時は８％超を臨みます。

②配当

・基本は、従来どおり「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」方針とします。
・海運業の収益ボラティリティは大きく、従前の安定配当に拘ることは、経営基盤の毀損につながると判断します。
・業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準を定め、「悪いとき」には減配もありますが、無配を前提にはしません。
・また、「良いとき」には配当性向の累進による増配を提案してまいりたいと考えます。

「中期経営計画」については、当社ウェブサイトの補足説明資料も併せてご参照ください。
(http://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html)

また、当社の配当政策につきましては、６．会社の体制及び方針の（４）剰余金の配当等の決定に関する方針（本招集通知33頁）も併せてご参照ください。

（5）財産及び損益の状況

		第95期 平成27年３月期	第96期 平成28年３月期	第97期 平成29年３月期	第98期 平成30年３月期 （当連結会計年度）
売上高	（百万円）	15,814	20,665	17,889	20,574
営業利益又は営業損失（△）	（百万円）	△570	△3,538	△2,179	826
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△1,045	△4,398	△2,346	755
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	9,246	△14,234	△880	1,820
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	450.99	△567.88	△35.12	73.11
総資産	（百万円）	75,850	50,804	48,226	48,929
純資産	（百万円）	35,947	20,036	18,527	19,880
１株当たり純資産	（円）	1,433.96	799.34	739.15	800.31

（注）１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
DELICA SHIPPING S.A.	3	100.0	船舶の所有及び貸渡業
INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.	3,303	100.0	船舶の所有、貸渡及び運航事業
イヌイ運送株式会社	385	100.0	一般貨物運送
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	20	100.0	荷役作業請負、貨物運送

（注）1.当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
2.INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.は平成29年11月９日開催の取締役会において、解散及び清算を決議しており、現在清算手続き中であります。
3.イヌイ倉庫開発合同会社は平成29年11月20日付で清算結了いたしました。

（7）企業集団の主要な事業セグメント

①外航海運事業（ロジスティクス）
船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）
倉庫、荷役、貨物運送

③不動産事業
施設賃貸

（8）企業集団の主要拠点等

① 当社

名称	事業拠点
本社	東京都中央区
マンション・オフィスビル等	東京都：６件　　神奈川県：１件
倉庫・文書センター	東京都：５事業所　茨城県　：１事業所　埼玉県：１事業所 千葉県：４事業所　神奈川県：２事業所

② 子会社

会社名		事業拠点
DELICA SHIPPING S.A.	（本社　パナマ共和国）	パナマ共和国：１事業所
INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.	（本社　シンガポール共和国）	シンガポール共和国：１事業所
イヌイ運送株式会社	（本社　東京都江東区）	東京都：４事業所 その他：３事業所
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	（本社　東京都中央区）	東京都：４事業所 その他：６事業所

（9）事業の用に供する船舶の状況

	船名	船種	総トン数	重量トン数
子会社	KEN SAN 他 計　　20隻	貨物船	396,789トン	645,562K/T
用　船	計　　10隻	貨物船	226,118トン	383,051K/T
合　計	30隻		622,907トン	1,028,613K/T

（10）企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
174名	4名減

（注）使用人数は就業人員であります。

（11）主要な借入先の状況

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	13,716
株式会社みずほ銀行	3,125
株式会社愛媛銀行	2,010
株式会社イオン銀行	980
三井住友信託銀行株式会社	419

（12）その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　70,000,000株
（2）発行済株式の総数　24,841,733株
（自己株式1,231,227株を除く）
（3）株主数　7,236名
（4）上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
インタートラスト　トラステイーズ　ケイマン　リミテツド アズ　トラステイー　オブ　ユビキタス　ファンド－クラス　デイー	千株 2,626	% 10.57
東京海上日動火災保険株式会社	1,283	5.17
立花証券株式会社	1,052	4.24
松岡冷蔵株式会社	992	4.00
アルファレオ1号投資事業有限責任組合	985	3.97
乾　民治	902	3.63
株式会社三井住友銀行	848	3.41
乾　英文	698	2.81
王子ホールディングス株式会社	683	2.75
HSBC BANK PLC - MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED	648	2.61

（注）1. 持株比率は当社が保有する自己株式（1,231,227株）を控除して計算しております。
2. アルファレオ株式会社及びその共同保有者により、平成30年4月20日（報告義務発生日：平成30年4月16日）付で以下の内容の大量保有報告書の変更報告書が提出されていますが、当社として実質所有株式数を確認することができないため、上記には含めていません。
（大量保有報告書の変更報告書の内容）
アルファレオ株式会社及び共同保有者　合計持株数：4,785千株、合計持株比率：19.26%

3　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4　会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	乾　　康之	
取締役専務執行役員	乾　　隆志	イヌイ運送株式会社代表取締役社長
取締役	苦瀬博仁	流通経済大学流通情報学部教授
取締役	川﨑清隆	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）
取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長 東海カーボン株式会社社外取締役
常勤監査役	高橋幸一郎	
監査役	田中正人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事
監査役	尾﨑輝郎	尾﨑輝郎公認会計士事務所所長 オリックス不動産投資法人執行役員 株式会社バロックジャパンリミテッド監査役

（注）1．苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．高橋幸一郎、田中正人、尾﨑輝郎の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．取締役苦瀬博仁、取締役川﨑清隆、監査役田中正人の３氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．平成29年6月23日開催の第97回定時株主総会において、新たに神林伸光氏が取締役として選任され就任しました。
5．監査役尾﨑輝郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。
【任期満了による退任】（平成29年6月23日付）

地位	氏名
取　締　役	湯　浅　和　夫

平成30年３月31日現在における執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執　行　役　員	清　水　光　洋	特命事項担当

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額を責任の限度としております。

（3）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給金額
取　締　役 （うち社外取締役）	6名 （4名）	103百万円 （21百万円）
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	26百万円 （26百万円）
合　計	9名	129百万円

（注）1．取締役の報酬等の額は、平成20年２月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2．監査役の報酬等の額は、平成19年２月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
3．上記のほか、平成21年２月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役１名に対し７百万円あります。

（4）社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	苦瀬博仁	流通経済大学	教授
取締役	川﨑清隆	弁護士法人御堂筋法律事務所	弁護士
取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会	理事長
		東海カーボン株式会社	社外取締役
監査役	高橋幸一郎		
監査役	田中正人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ	理事
監査役	尾﨑輝郎	尾﨑輝郎公認会計士事務所	所長
		オリックス不動産投資法人	執行役員
		株式会社バロックジャパンリミテッド	監査役

（注）上記兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	苦瀬博仁	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに出席し、ロジスティクスシステム等の専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	川﨑清隆	当事業年度に開催された取締役会24回のうち21回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
取締役	神林伸光	取締役就任後における当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、海運業界及び造船業界における長年の経験と知見から、適宜発言を行っております。
監査役	高橋幸一郎	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査役会8回の全てに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	田中正人	当事業年度に開催された取締役会24回の全てに、また、監査役会8回の全てに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	尾﨑輝郎	当事業年度に開催された取締役会24回のうち23回に、また、監査役会8回の全てに出席するとともに、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

（2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（3）当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	45百万円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定するものとし、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6　会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

（ｉ）以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

1）法令の遵守
法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2）顧客の信頼獲得
市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3）相互発展
公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4）企業情報の開示
財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5）株主・債権者の理解と支持
公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6）役職員の連帯と自己発現への環境づくり
役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。
7）個人情報等の適正な管理
個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。
8）政治・行政との関係
政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。
9）反社会的勢力及び団体への対処
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。
10）環境問題への取り組み
環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

（ⅱ）内部監査部門として監査室を設置

（ⅲ）コンプライアンスに関する研修体制の整備

（ⅳ）監査室及び外部の法律事務所に公益通報及び相談窓口を設置

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「ＩＴ管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月２回（月１回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

（ⅰ）当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。

（ⅱ）当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅲ）子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅳ）子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を当社グループの全役職員の行動規範として制定するとともに、乾汽船グループにおける内部統制システムの構築・運用、リスク管理、危機管理に関する基本的な事項については「乾汽船グループ内部統制規程」を定めております。これらの規定事項に則り、内部監査に関する取締役会直属の機関として監査室を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点、経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

② リスク及びコンプライアンス体制について

当社では、社内取締役及び常勤監査役並びに上位職者が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社グループの事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。

③ 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社監査役は、当社の取締役会及び経営会議並びにその他の重要な会議に参加するほか、内部監査部門から月１回の定期報告を受ける等しており、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査の実効性を確保しています。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本としつつ、業績にかかわらない一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

「良いとき」、「悪いとき」の判断基準及び「笑う」と「泣かない」の具体的な検討の指針は以下のとおりです。

・判断基準

連結当期純利益が、年間500百万円以下の場合を「悪いとき」、年間1,500百万円を超える場合を「良いとき」とします。そして基本となる配当性向の目標を30%と定めます。

「悪いとき」は、安定配当として１株当たり年間６円を目標とします。

「良いとき」は、連結当期純利益が年間1,500百万円を超える部分に対して配当性向50%の配当を目標とします。

「良くもなく、悪くもないとき」は、基本となる配当性向30%の配当を目標とします。

判断基準	連結当期純利益	配当目標計算基準
悪い	～500百万円以下	年間6円
基本	500百万円超～1,500百万円以下	連結当期純利益×配当性向30%・・・①
良い	1,500百万円超～	（連結当期純利益－1,500百万円）×配当性向50%＋①基本配当

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、平成30年3月期の配当は、1株当たり年間24円（前期比6円の増加、配当性向：32.8%）を予定しております。また、平成31年3月期の配当予想は、1株当たり年間46円（配当性向：39.3%）を予定しております。

内部留保の使途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てとし、また、百分比につきましては表示未満端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**15,758**
現金及び預金	11,553
営業未収金	1,510
繰延及び前払費用	630
繰延税金資産	957
貯蔵品	435
その他	690
貸倒引当金	△19
固定資産	**33,170**
有形固定資産	**28,535**
船舶	12,617
建物及び構築物	9,409
機械装置及び運搬具	91
工具、器具及び備品	209
土地	378
信託建物及び信託構築物	4,220
信託土地	204
建設仮勘定	1,371
その他	33
無形固定資産	**300**
ソフトウェア	88
商標権	150
その他	62
投資その他の資産	**4,334**
投資有価証券	3,737
退職給付に係る資産	15
その他	582
貸倒引当金	△0
資産合計	**48,929**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**8,156**
営業未払金	1,369
短期借入金	2,810
1年内返済予定の長期借入金	1,503
未払費用	114
未払法人税等	6
仮受金	1,105
賞与引当金	87
用船契約損失引当金	226
その他	933
固定負債	**20,891**
長期借入金	16,350
繰延税金負債	541
退職給付に係る負債	61
受入保証金	1,408
長期前受収益	560
長期割賦未払金	1,433
特別修繕引当金	251
用船契約損失引当金	166
その他	117
負債合計	**29,048**
純資産の部	
株主資本	**18,822**
資本金	**2,767**
資本剰余金	**11,625**
利益剰余金	**5,630**
自己株式	**△1,201**
その他の包括利益累計額	**1,058**
その他有価証券評価差額金	**607**
繰延ヘッジ損益	**36**
為替換算調整勘定	**413**
純資産合計	**19,880**
負債・純資産合計	**48,929**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**20,574**
売上原価		**18,487**
売上総利益		**2,087**
販売費及び一般管理費		**1,261**
営業利益		**826**
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	75	
為替差益	155	
その他	39	**303**
営業外費用		
支払利息	269	
借入手数料	52	
その他	52	**374**
経常利益		**755**
特別利益		
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	23	
保険解約返戻金	24	
子会社清算益	18	
資産除去債務戻入益	16	**104**
特別損失		
減損損失	33	
投資有価証券売却損	13	
貸倒引当金繰入額	12	
固定資産除却損	1	
固定資産売却損	2	
その他	0	**63**
税金等調整前当期純利益		**796**
法人税、住民税及び事業税		△0
法人税等調整額		△1,023
当期純利益		**1,820**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,820**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,767	11,625	4,110	△1,010	17,493
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△300		△300
親会社株主に帰属する当期純利益			1,820		1,820
自己株式の取得				△191	△191
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	△0	1,520	△190	1,329
当連結会計年度末残高	2,767	11,625	5,630	△1,201	18,822

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	572	16	445	1,033	18,527
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△300
親会社株主に帰属する当期純利益					1,820
自己株式の取得					△191
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	35	20	△31	24	24
当連結会計年度中の変動額合計	35	20	△31	24	1,353
当連結会計年度末残高	607	36	413	1,058	19,880

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**17,659**
現金及び預金	8,613
海運業未収金	757
営業未収金	374
繰延及び前払費用	377
繰延税金資産	957
立替金	16
貯蔵品	327
代理店債権	150
短期貸付金	10,409
その他	276
貸倒引当金	△4,601
固定資産	**21,112**
有形固定資産	**14,889**
建物	9,308
構築物	57
機械及び装置	8
車両運搬具	11
工具、器具及び備品	206
土地	190
信託建物	4,137
信託構築物	82
信託土地	204
建設仮勘定	647
その他	33
無形固定資産	**296**
ソフトウェア	85
商標権	150
その他	60
投資その他の資産	**5,926**
投資有価証券	3,635
関係会社株式	1,740
長期前払費用	39
差入保証金	208
保険積立金	245
前払年金費用	15
その他	41
貸倒引当金	△0
資産合計	**38,771**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,833**
海運業未払金	1,341
営業未払金	233
短期借入金	3,710
1年内返済予定の長期借入金	322
未払金	16
未払法人税等	5
未払費用	44
前受金	198
前受収益	207
仮受金	1,105
賞与引当金	70
用船契約損失引当金	226
その他	353
固定負債	**9,417**
長期借入金	6,745
繰延税金負債	320
受入保証金	1,572
長期前受収益	560
用船契約損失引当金	166
その他	52
負債合計	**17,251**
純資産の部	
株主資本	**20,902**
資本金	**2,767**
資本剰余金	**11,625**
資本準備金	2,238
その他資本剰余金	9,387
利益剰余金	**7,710**
利益準備金	414
その他利益剰余金	7,296
別途積立金	2,600
固定資産圧縮積立金	53
繰越利益剰余金	4,642
自己株式	**△1,201**
評価・換算差額等	**617**
その他有価証券評価差額金	**619**
繰延ヘッジ損益	**△2**
純資産合計	**21,520**
負債・純資産合計	**38,771**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
海運業収益	12,174	
倉庫・運送業収益	2,291	
不動産業収益	4,630	**19,096**
売上原価		
海運業費用	13,020	
倉庫・運送業費用	2,228	
不動産業費用	2,138	**17,387**
売上総利益		**1,709**
販売費及び一般管理費		**1,113**
営業利益		**595**
営業外収益		
受取利息	41	
受取配当金	116	
その他	26	**183**
営業外費用		
支払利息	47	
船舶燃料受渡精算金	8	
為替差損	310	
その他	12	**378**
経常利益		**400**
特別利益		
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	23	
保険解約返戻金	17	
資産除去債務戻入益	16	
子会社清算益	23	
貸倒引当金戻入額	494	**596**
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	12	
固定資産売却損	2	
減損損失	12	
貸倒引当金繰入額	12	
その他	0	**41**
税引前当期純利益		**955**
法人税、住民税及び事業税		△5
法人税等調整額		△963
当期純利益		**1,924**

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,767	2,238	9,387	11,625	414	4,200	60	1,411	6,086
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								△300	△300
別途積立金の取崩						△1,600		1,600	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△6	6	－
当期純利益								1,924	1,924
自己株式の取得									
自己株式の処分			△0	△0					
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）									
当事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	△1,600	△6	3,231	1,624
当期末残高	2,767	2,238	9,387	11,625	414	2,600	53	4,642	7,710

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,010	19,469	587	△2	585	20,054
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△300				△300
別途積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
当期純利益		1,924				1,924
自己株式の取得	△191	△191				△191
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			31	0	32	32
当事業年度中の変動額合計	△190	1,433	31	0	32	1,466
当期末残高	△1,201	20,902	619	△2	617	21,520

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

乾汽船株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**佐　野　康　一** ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**林　　一　樹** ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、乾汽船株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

乾汽船株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**佐　野　康　一**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**林　　一　樹**　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、乾汽船株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会及び経営会議並びにその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査部門と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

乾汽船株式会社　監査役会

常勤社外監査役　**高　橋　幸一郎** ㊞

社外監査役　**田　中　正　人** ㊞

社外監査役　**尾　﨑　輝　郎** ㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会会場ご案内図





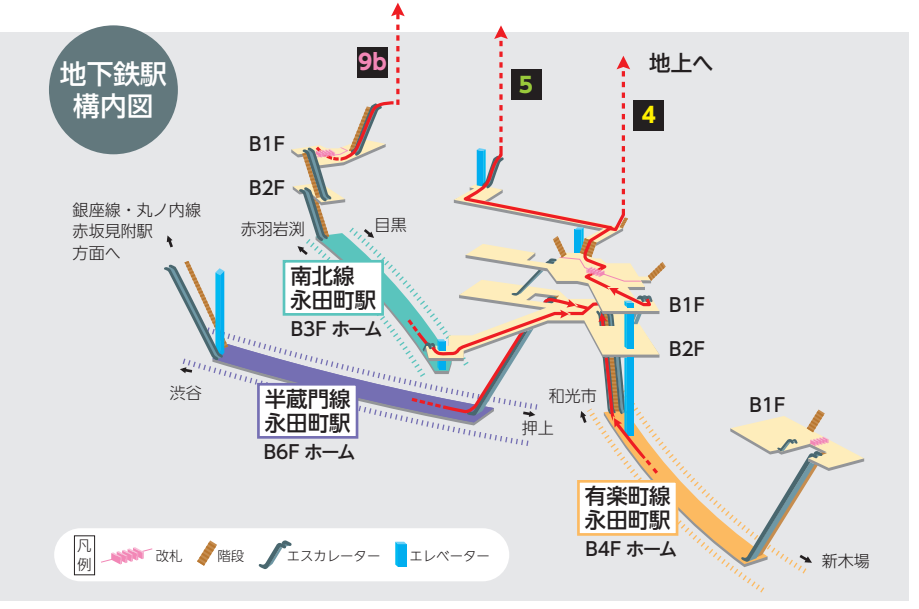

会 場

海運クラブ（海運ビル）2階ホール

東京都千代田区平河町二丁目6番4号 海運ビル
電話（03）3264-1825（会場代表）

交 通

東京メトロ有楽町線／半蔵門線／南北線
永田町駅
4番出口、5番出口 又は 9b出口 より
⟶ 徒歩2分

東京メトロ銀座線／丸ノ内線
赤坂見附駅
D出口 より
⟶ 徒歩5分

ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

乾汽船株式会社
〒104-0054
東京都中央区勝どき一丁目13番6号 プラザタワー勝どき
TEL：03-5548-8211（代） http://www.inui.co.jp/